平成２４年（フ）第４２６５号
大阪市平野区長吉出戸３丁目２番47号
債務者　井上　敦義
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２７５号
大阪市北区天神橋６丁目１番11号
債務者　上領　律江
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８３号
大阪市西区阿波座２丁目４番２―401号
債務者　喜田みどり
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８４号
大阪府茨木市上穂積１丁目４番20号、前住所大阪府茨木市畑田町８番10号
債務者　武田　恭榮
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２８８号
大阪府豊中市蛍池北町３丁目２番15号　201号
債務者　尾仲　久子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９０号
大阪市東淀川区淡路４丁目３番８号　水上ハイム203号
債務者　小池　千歳
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２９２号
大阪市平野区背戸口３丁目９番30号幸和セントラルビル平野203
債務者　橋本　正子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０６号
大阪市旭区赤川２丁目１番９号
債務者　礪波　節子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３０７号
大阪府大東市新田本町15―27―108、住民票上の住所大阪府門真市千石東町28番４号
債務者　秋山　文雄
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３号
福岡県大牟田市通町２丁目５番地４
債務者　井上美弥子　（旧姓田島）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第５８号
福岡県大牟田市平原町270―５、住民票上の住所福岡県久留米市田主丸町以真恵435番地１　サンライズヴィラＡ102号
債務者　川野　真理
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第６４号
福岡県大牟田市馬込町２丁目196番地
債務者　塚本夕紀子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２０３号
長崎県長崎市緑が丘町６番28号
債務者　平川　節子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７４５号
名古屋市南区平子２丁目17番20号　フルール新瑞橋203号
債務者　柚之原美恵子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０２号
仙台市青葉区荒巻神明町17番11号　若柳荘201
債務者　横田　光男
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５３２号
宮城県黒川郡大和町吉岡字白鳥10番地　５Ｂ13Ｌプランドール白鳥203、従前の住所宮城県黒川郡大和町吉岡字西原92番地　町営西原第３住宅Ｂ１
債務者　鈴木ゆかり
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８２号
福島市南矢野目字小泉４番地の12　アビーロードＢ201号室
債務者　佐藤　麻美（旧姓桑原）
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
福島地方裁判所